

秋川ファーマーズセンターの指定管理者について

秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、秋川農業協同組合（以下「秋川農協」という。）に管理を行わせる。

1 理由

センターは、平成5年度に建設した施設であり、あきる野市における農業振興や農業者と市民の交流を促進する中核的な複合施設として、地元で採れた新鮮で安全・安心な農畜産物等の販売や市民が農業への理解を深めるための市民農園の運営等を行うこととしている。その管理運営は、オープン当初から秋川農協に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、秋川農協がセンターに出荷される農産物の安定的な供給のために、作付け・栽培指導や品質管理、市民農園の運営等を行っている。

秋川農協は、今までの管理運営の経験を生かし、安定した農産物の提供を目指すとともに、消費者の要望する安全・安心で新鮮な農産物であることをPRするため、平成20年にJA東京中央会の「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入し、農業者の栽培履歴の登録や作物ごとに使用できる農薬と散布回数などの適正化を図り、集客力の向上に努力している。

また、平成17年度に農畜産物の売上げ情報が携帯電話やパソコンから確認でき、農畜産物等を適切に補充できる直売所システムを導入し、販売額の向上に努めてきたが、更なるシステムの充実を図るため、平成24年度に全国JA直売所の統一規格のシステムを導入した。

このように集客力の向上と売上額の増加を図るため、新鮮・安心・安全な農畜産物の提供に努めているが、近年の異常気象による出荷量の減少が課題となっていることから、東京都、市など関係機関と協力し、天候に左右されにくいパイプハウスなどの施設や農産物加工所の導入を推進している。

更に夏・秋を中心としたイベントの開催、付加価値の高い農産物加工品の販売、旬の野菜を取り入れたレシピの紹介などを行うとともに、平成24年度から学校給食への食材提供を実施するなど、市民との交流活動や食育にも取り組み、あきる野農業の目指す「地産地消型」農業の推進に寄与している。

秋川農協は指定管理者として、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行い、施設の利用状況及び利用料金収入は、異常気象による影響が大きい中においても安定しており、収支状況等は良好な状態であることから、モニタリングの評価も適正となっている。また、平成24年度事業報告・収支決算の状況から、安定的な経営状況が認められる。

このように秋川農協は、センター開設以来20年間にわたり農業者、消費者及び市民と連携して、あきる野農業の発展に寄与してきた実績とともに、長年の施設運営に関するノウハウを活用し、スムーズな運営と農業者の経営の向上を推進させてきた団体である。今後もあきる野農業の更なる発展を担うことが期待でき、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できることから、秋川農協をセンターの指定管理者とする。

(参考)

施設利用者（レジ客）及び売上額一覧表

年 度	施設利用者（レジ客）（人）	売 上 額（千円）
平成20年度	354,407	556,384
平成21年度	361,298	563,189
平成22年度	341,746	521,334
平成23年度	340,489	512,349
平成24年度	328,722	493,563

2 施設の概要

- (1) 名 称： 秋川ファーマーズセンター
- (2) 所在地： あきる野市二宮811番地
- (3) 規 模： 建築面積 1,385.53㎡
(内販売面積 404.60㎡)
植木・盆栽コーナー 2,133㎡
苗木用建物 58.50㎡
バーベキューコーナー 126㎡
ストックヤード 15.16㎡
駐車場面積（75台収容） 2,178㎡

3 指定管理者が行う業務

- (1) 市内農業者が生産した良質で新鮮な農畜産物等の販売業務に関する事。
- (2) 農畜産物等の販売促進の業務に関する事。
- (3) 農畜産物等の計画的生産の業務に関する事。
- (4) 地域産業との相互協力による販売業務に関する事。
- (5) 農業従事者の相談等の業務に関する事。
- (6) 市民農園の管理等の業務に関する事。
- (7) センターの維持管理の業務に関する事。
- (8) その他市長が必要と認める業務に関する事。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

なし